令和５年
介護保険地域密着型サービス
集団指導講習会資料

■共通事項

平塚市福祉部介護保険課

～目　次～

１　令和３年度介護報酬改定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　介護人材確保の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　事業者指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４　地域密着型サービス基準に係る各種届出について・・・・・・・・・・・７

５　事故報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

６　苦情処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

７　身体的拘束の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

８　高齢者虐待の未然防止と早期発見のために・・・・・・・・・・・・・・１５

９　運営状況点検書及び人員関係報告書について・・・・・・・・・・・・・１６

10　介護職員処遇改善加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

11　本市のケアマネジメント基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

１　令和３年度介護報酬改定の概要

１　令和３年度報酬改定における主な改正点

令和３年度の介護報酬改定は新型コロナウィルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが 75 歳以上となる 2025 年に向けて、2040 年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることを目的に、主に以下の５つの主要項目について見直しが行われました。

（１）感染症や災害への対応力強化（運営基準関係）

●感染症対策の強化（※令和６年３月３１日までは努力義務）
介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、次の取組を義務付けられました。
・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）を実施すること。
・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

●業務継続に向けた取組の強化（※令和６年３月３１日までは努力義務）
・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続計画に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられました。

●災害への地域と連携した対応の強化）
・災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、入所系、施設系）を対象に訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないことなっています。

（２）地域包括ケアシステムの推進（運営基準関係）
引き続き中重度の要介護者も含め、住み慣れた地域において適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備します。

●認知症介護基礎研修の受講の義務づけ（※令和６年３月３１日までは努力義務）
・介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務付ける。
・この義務は介護サービス事業者に課されるものであり、介護従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるようにしなければなりません。ただし新規採用職員については受講まで１年間の猶予期間があります。

●認知症に係る取組の情報公表の推進
・介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することが求められます。
（平 18 老振発 0331007 別添 1 が改正されることに伴う改正）

（３）自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現
介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現することを目的としています。

●科学的介護推進体制加算の創設
・ＬＩＦＥへのデータ提出とフィードバックの活用を行うことによるＰＤＣＡサイクルの推進によるケアの質向上を図る事業所に対する報酬。
・新規に事業所として算定を行う場合には、必ず指定権者への算定体制状況の届出が期日までに必要。
・算定開始時点において既存の利用者については、算定開始した月の翌月１０日までに初回のデータ提出（ＬＩＦＥを用いる）を行う。
・算定開始以降の新規利用者については、利用開始した月の翌月１０日までに初回のデータ提出を行う。
・初回の加算算定以後、少なくても６月に１回のペースでＬＩＦＥを用いたデータ提出を繰り返す。
・死亡、転出、その他利用中止等の場合には、その事実が発生した月の翌月１０日までに最終のデータ提出を行う。

（４）多様な人材の確保及び介護現場の革新
人材の有効活用・機能分化、文書負担軽減や手続きの効率化、テクノロジーの活用による負担軽減、各種基準の緩和等を通じた介護現場の革新を推進する。

●特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化

・平均の賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「２倍以上」の２倍を「より高くすること」と条件を緩和する。

（従来）平均賃上げ額が…（Ａ）２：（Ｂ）１：（Ｃ）０．５
（改正）平均賃上げ額が…（Ａ）＞（Ｂ），（Ｂ）１：（Ｃ）０．５　に変更されます。

●職員の離職防止・定着に資する取組の推進

・処遇改善及び特定処遇改善加算の職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、次の取組がより促進されるように見直しを行う。

・職員の新規採用や定着促進に資する取組　・職員のキャリアアップに資する取組
・両立支援・多様な働き方の推進に資する取組　・生産性の向上につながる取組
・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
・仕事へのやりがい、働きがいの醸成等、職員の勤務継続に資する取組

・上記職場環境等要件に基づく取組の実施は、当該年度に行うこと。

●人員配置基準における両立支援への配慮※全サービス

各サービスの人員配置基準及び報酬算定において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも『常勤』として取扱うことを可能とする。

・常勤の計算にあたり、育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも週30時間以上の勤務で『常勤』として取扱うことが可能。
・『常勤換算方法』の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も１（常勤）と扱うことが認められる。
・人員配置基準や報酬算定において『常勤』での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことが認められる。また、この場合において常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることが出来る。

●ハラスメント対策の強化）（運営基準）

・ハラスメント対策を全事業者が必要な措置を講じなければならない。
・同様にカスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等を推奨。

●会議や他職種連携におけるＩＣＴの活用）（※全サービス・運営基準）

・利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にテレビ電話等を活用しての実施を認める。

・利用者等が参加して実施するものについては、前述の要件に加えて、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用しての実施を認める。

・ただし、いずれの場合でも利用者の居宅を訪問することが求められているものは除く。

●運営規程の掲示の柔軟化　※全サービス

・運営規程等の重要事項の掲示について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等を備えて置くこと等を可能とする。

●署名・押印の見直し、電磁的記録による保存等※全サービス

・利用者等への説明・同意について、電磁的対応を原則認める。署名、押印を求めないことが可能であることや代替手段を明示すること。

・諸記録の保存、交付についても電磁的な対応を原則認める。

（５）制度の安定性・持続可能性の確保

介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保することを目的とします。

●区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し※通所、多機能系のみ

・同一建物減算を受ける利用者の区分支給限度基準額の適用（給付管理）については、減算の適用前の単位数を用いることになります。

●高齢者虐待防止の推進）（令和６年３月３１日までは努力義務）

・全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付ける。

介護報酬改定率　０．７０％

※今回の報酬改定においては、地域単価の級地区分等の変更はありません。

２ 介護人材確保の概要

＊ピカイチ☆フィルム
　市内介護事業所で実際に働く職員を３０秒動画で紹介。仕事だけでなくプライベートでも活躍する職員を通じて介護業界の魅力を発信中。

＊カイゴしごとガイド
　実際に働く職員の声など求人広告には載っていない情報を掲載。市内の公民館、ハローワーク平塚など市内各所で配布しています。

＊わかてカイ（令和４年度からの新規事業）
　介護業界の若手職員を対象に事業所を超えた交流の場を提供。職員同士の交流を深め、介護業界の定着支援に繋げます。

＊介護施設見学会及び就職相談会の開催
　介護人材確保のための施設見学会及び就職相談会を開催しています。施設内を見学後、個別相談ができます。

＊平塚市介護職員初任者研修受講促進事業補助金
　介護職員初任者研修を修了後、市内の介護事業所に６か月以上就労した方に、研修受講料の一部（最大３万円）を補助します。

＊平塚市介護職員等宿舎借上げ支援事業補助金
　市内の介護（障害福祉サービス）事業所で就労させるために、市外から職員を雇用し、市内の借上げ宿舎にその職員を移り住まわせてから引き続き 6 か月経過した事業者に対し、宿舎借上げにかかる費用の一部（最大 18 万円）を補助します。

詳しくは市ＷＥＢをご覧ください！！

３ 事業者指導について

１　事業者指導について

（１）令和５年度事業者指導について

適切な運営により、より良いサービスの提供ができる介護サービス事業者等の育成・支援を念頭において、介護保険制度に関する周知・理解、サービスの質の確保と向上、不適正な請求の防止を目的として行います。

（２）指導の実施方法

①集団指導講習会

介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容、制度内容等について、講習会形式で行います。

②実地指導

サービスの質の確保と向上、要介護者等の尊厳の保持、高齢者虐待防止法の趣旨及び適正な介護報酬請求等を踏まえ、介護サービス事業者等の所在地において関係書類を基に、指導を行います。

（３）監査

不適切な運営や介護報酬の不適正な支払いの早期停止を目的として、様々な情報により、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反が認められる場合、又はその疑いが認められる以下の場合等に実施します。

①著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合

②報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

また、上記（２）②の実地指導中に著しい運営基準違反等に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行う場合があります。

４ 地域密着型サービス基準に係る各種届出について

１　地域密着型サービス基準に係る各種届出について

（１）管理者誓約書の提出について

過去に国内で発生した介護サービスへの信頼を著しく損ねる一連の不正行為を踏まえ、神奈川県においては、平成19年10月１日以降に介護サービス事業者等として指定するもの及び同日以降に事業所の管理者の変更を行おうとするものについて、法令遵守の徹底のため、新規申請時及び管理者変更時に管理者誓約書の提出を義務付けています。

（２）体制に係る変更の届出について

体制に係る変更事項が生じた際には、届出の必要があるか否かを下記のＨＰから確認し、届出が必要な場合には平塚市に提出してください。また、変更（主に利用定員や営業時間等）の際には、基準省令等をよく御確認ください。なお、届出に必要な書類は市のホームページで確認できます。

＜平塚市ＷＥＢ掲載場所＞
トップページ → 健康・福祉 → 国民年金・保険制度 → 介護保険 → 介護保険事業者向け情報 → 地域密着型事業者向け情報 →地域密着型サービス事業者の変更の届出
【URL】
http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenkin/page-c_02719.html

（３）加算の届出について

新規に加算を届け出る、または加算を取り下げる場合の届出については、サービス種別ごとに届出の締切日（※）があるため遵守をお願いします。また、届出は必要な添付書類、要件を整えた状態をもって行うため、必ず事前に必要な条件の確認をお願いします。また、加算の届出にとどまらず、届出事項の変更等につきましても、同様に締切日の遵守をお願いします。

なお、届出に必要な書類は市のホームページで確認できます。

※平成18年3月31日　老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号　第1　1届出の受理(5)届出に係る加算等の算定の開始時期を参照。

＜平塚市ＷＥＢ掲載場所＞
トップページ → 健康・福祉 → 国民年金・保険制度 → 介護保険 →介護保険事業者向け情報 → 地域密着型事業者向け情報 →地域密着型サービス事業者の加算の届出
【URL】
http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenkin/page-c_02744.html

≪体制の変更・加算の変更の提出先≫

サービス種別ごとに提出が必要です。

サービス種別	提出先
地域密着型サービス	平塚市介護保険課
総合事業	平塚市地域包括ケア推進課

※地域密着型サービスで平塚市以外の保険者の利用者を受け入れている場合は該当の保険者にも提出して下さい。

（４）地域密着型サービス指定基準に規定する研修について

指定地域密着型サービスに係る各職種に就任するにあたり、一部のものについては厚生労働大臣の定める研修を修了することが求められます。これらの研修を修了せずに職務に就くことは人員基準違反となるため、職員の変更等が生じる場合は必ず事前に確認をお願いします。

≪地域密着型サービス指定・配置基準に規定される研修≫

事業所	代表者	管理者	計画作成担当者
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型サービス事業開設者研修 （注)みなし規定あり。	認知症介護実践者研修 又は　旧基礎課程 ＋ 認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症介護実践者研修 又は　旧基礎課程

認知症対応型通所介護	なし	認知症介護実践者研修 又は基礎課程 ＋ 認知症対応型サービス事業管理者研修	
（看護）小規模多機能型居宅介護	認知症対応型サービス事業開設者研修 ※みなし規定あり	認知症介護実践者研修 又は基礎課程 ＋ 認知症対応型サービス事業管理者研修	認知症介護実践者研修 又は基礎課程 ＋ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

※みなし規定とは、実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、12年局長通知による基礎課程又は専門課程、認知症介護指導者研修、認知症グループホーム開設予定者研修（平成13年5月25日老発第213号）を指します。

（５）電子メールによる情報伝達について

現在、平塚市からの地域密着型サービス事業所に対するお知らせは、原則電子メールで行っています。新規指定事業所及び以前に登録した電子メールアドレスに変更が生じた場合は、早急に登録及び登録変更を行ってください。

＜登録及び変更方法＞

以下のアドレスに事業所名と以下のタイトルを標題にメールを送信してください。特に文章を入力する必要はありません。

・メールタイトル
【地域密着型事業者Ｅメールアドレス変更願い】
・介護保険課代表アドレス
kaigo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

（６）個人情報の取扱いについて

利用者等の個人情報の保護に関しては、日頃より適切に取り扱っていただいているところですが、その取り扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律」施行後、厚生労働省より医療・介護関係事業者向けに発出された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（平成１６年１２月２４日発行、最終改定平成２２年９月１７日）により示されています。この中で、対象となる個人情報の範囲、事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化等詳細に示されていますので再度の確認をお願いします。本ガイドラインは厚生労働省のホームページにて確認できます。Ｑ＆Ａについても掲載されておりますので確認をお願いします。

＜厚生労働省該当ページURL＞
https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/

５ 事故報告について

利用者に対する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合、平塚市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。

事業所独自の判断で、「事故」ではなく「ヒヤリ・ハット」で済ませているケースが見受けられます。提出先である平塚市に報告の要否を確認し、適切に事故報告書を提出してください。

１　市町村への事故報告

（１）報告の方法について

・介護保険サービス事業者は、事故発生時には、市町村へ報告することが義務付けられています。

事故発生後、速やかに第１報として電話やＦＡＸ（個人情報は伏せる）で事業所所在地の保険者及び当該利用者の保険者へ連絡することが求められます。また、状況がある程度確定した時点で、書面での報告をお願いします。本人及び親族との調整が済んでいない場合においても、発生から概ね２週間を経過した時点で、一旦書面での報告をお願いします。提出後、確定した内容については、適宜追加の報告をお願いします。追加報告の場合は任意の様式で結構です。

事故報告書の様式は、以下の方法によりダウンロードして利用してください。

＜事故報告書掲載場所＞

「平塚市介護保険課ホームページ」（http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenkin/kaigo.html）

⇒「介護保険事業者向け情報」　⇒　「介護保険事業者における事故発生時の報告」　⇒　「事故報告様式」を参照してください。

（２）報告する事故の範囲

ア　サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

・「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。

・在宅の通所・入所サービス、施設サービスでは、利用者が施設内にいる間は、「サービスの提供中」とする。

・ケガの場合については、原則、医療機関での受診を要したものについて報告が必要となる。

・死亡事故の場合、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告が必要。

・利用者の過失による事故の場合においても報告を要する。

イ　食中毒及び感染症、結核の発生

・サービス提供に関連して発生したと認められる場合には報告が必要となる。

ウ　職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

・利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など）

（３）報告先

・被保険者の属する保険者（市町村）

・事業所・施設が所在する保険者（市町村）

なお、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所にあっては、上記に加え、神奈川県有料老人ホーム運営指導指針による事故報告書を神奈川県福祉部高齢福祉課保健・居住施設グループへ報告を行う。

２　事故発生時の対応について

（１）　あらかじめ対応策を定めておくこと

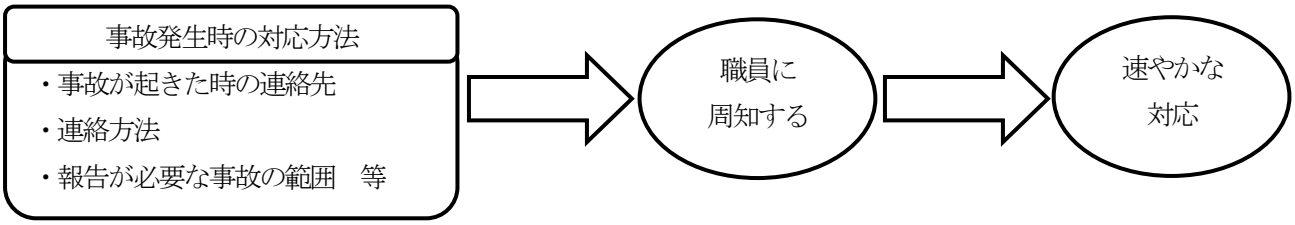

※　事故発生時の対応方法をあらかじめ職員に周知し、速やかな対応が重要です。

（２）　再発防止の対策

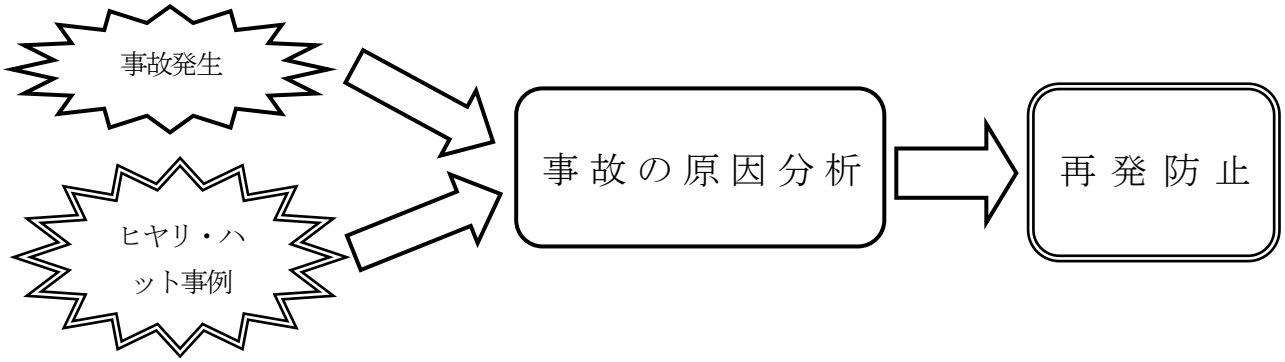

※　事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）には、その原因を分析し、再発生を防ぐための対策を講じなければなりません。また、その分析結果・再発生防止策については、従業者への周知を徹底してください。

※　事故等の記録を利用者別ファイルのみに保管している例が見受けられますが、個別に保管すると分かりにくくなるため、一元的に情報管理してください。

６ 苦情処理について

提供した介護保険サービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければなりません。

１　苦情対応するための必要な措置

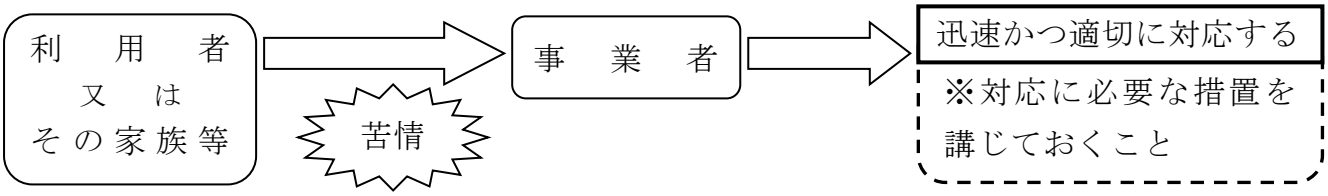

（１）必要な措置とは

① 苦情を受けるための窓口を設置すること

② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。

③ ①、②を利用者等にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載することと事業所に掲示すること

※ 苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、平塚市及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要があります。

（２）事業所が苦情を受けた場合

利用者等からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。実地指導で苦情が数年に渡って全くないという事業所が見受けられます。利用者等からの相談や要望をどこまで苦情ととらえ、記録に残すべきなのか今一度事業所内で確認してください。

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であることの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければなりません。

（３）平塚市及び国保連に苦情があった場合

利用者等からの苦情に関して平塚市又は国保連が行う調査に協力するとともに、平塚市及び国保連からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って、必要な改善措置を行い、その内容を平塚市又は国保連に報告しなければなりません。

２　平塚市及び国保連の苦情相談窓口

◎平塚市　福祉部介護保険課　　０４６３－２１－８７９０（直通）

◎国保連　介護保険課介護苦情相談係　０４５－３２９－３４４７（苦情専用）

７ 身体的拘束の廃止について

１　身体的拘束について

（１） 身体的拘束の禁止について

本人の行動制限を目的とした対応であれば、身体的拘束に該当します。
当該入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行ってはなりません。

●緊急やむを得ない場合とは●
以下の３つの要件をすべて満たしていることを施設内の「身体拘束廃止委員会」等で組織として、事前に定めた手続きに従い、施設全体として判断していること
① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性：身体的拘束その他行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
③ 一時性：身体的拘束その他行動制限が一時的なものであること。

（２） 身体的拘束の弊害について

① 身体的弊害：関節の拘縮、筋力の低下、食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下など
② 精神的弊害：人間の尊厳の侵害、認知症の進行、家族の罪悪感など
本人だけでなく家族にも精神的弊害をもたらします。
③ 社会的弊害：介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすだけではなく高齢者のさらなる医療的処置を生じさせるなど

（３） 身体的拘束がもたらす悪循環について

認知症があり体力も衰えている高齢者を拘束すればますます認知症が進み、体力が衰えていきます。その結果、転倒など二次的・三次的障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とするといった「悪循環」をもたらします。場合によっては高齢者の「死期」を早める結果につながりかねません。
※身体的拘束の廃止は、この「悪循環」を高齢者自立促進のための「よい循環」に変えることを意味します。

２　身体的拘束を行う場合の注意

緊急やむを得ない場合に該当する場合でも、次のことに留意する必要があります。
① 手続きや説明者を事前に運営規程等に明文化し、利用者や家族に対して身体的拘束の内容、目的、理由、拘束時間・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得ること。また、身体的拘束を行う時点でも、必ず個別に説明すること。
② 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。
※身体的拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

３　身体的拘束のないケアの実現に向けて

身体的拘束のないケアを行うには、拘束を行わざるを得ない原因を特定し、その原因を除去するためケアを見直すことが必要です。

① 身体的拘束を誘発する原因を探り、除去すること

身体的拘束をやむを得ず行うような状況が発生する場合、必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わりや環境に問題があることも少なくありません。そうした理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが求められます。

② ５つの基本ケアを徹底すること

起きる、食べる、排泄する、清潔にする、活動する、という５つの基本事項について、利用者一人ひとりの状況に合わせた適切なケアを十分に行い、徹底することが求められます。

③ 身体的拘束の廃止を契機に、よりよいケアを実現すること

身体的拘束の廃止を最終ゴールとはせず、身体的拘束を廃止する過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に向けて取り組むことが求められています。

＊平成３０年度の介護報酬改定により身体拘束等のさらなる適正化を図る観点から、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設、グループホーム等で身体拘束廃止未実施減算が創設されました。

８ 高齢者虐待の未然防止と早期発見のために

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者(※1)に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法)」の第５条において、「養介護施設従事者等(※2)の方々は、高齢者(※3)虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。

※１　養護者：高齢者を現に介護する人であって養介護施設従事者等以外の人

※２　養介護施設従事者等：「養介護施設」または「養介護事業者」の業務に従事する人

※３　高齢者：高齢者虐待防止法では 65 歳以上

１　養護者による高齢者虐待の早期発見

（１）養護者による高齢者虐待の早期発見

①観察によって早期発見を

高齢者が介護保険サービスを利用している場合、担当の介護支援専門員や介護保険事業所の職員は、高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化など専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

②協力して対応を

介護保険サービスでは、様々な職種が協力して、一人の高齢者を支えています。

虐待が疑われる事例などは、サービス担当者会議を開催する等して、様々な職種が関わり、高齢者を介護する養護者を支援していくことが非常に重要です。

③養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係ある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。（第 5 条）

また、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は速やかに市町村に通報しなければならない。（第 7 条第 1 項）または虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならないとされています。（第 7 条第 2 項）

この場合、守秘義務違反にはなりません。（第 7 条第 3 項）

（２）やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法の第 9 条第 2 項により養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合、高齢者を一時的に保護するため老人福祉法第 11 条等の措置を市町村は行います。

２　養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見

（１）組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐にわたりますが、その原因を職員個人の問題とはせず、組織として課題をとらえ取り組むことが大切です。

※「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第２条第５項に基づく高齢者虐待の解釈について　平成22年9月30日老推発第0930第1号」では下記の行為も高齢者虐待に該当するとされています。

・入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
・裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
・入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

（２）通報等による不利益取り扱いの禁止

①通報義務

高齢者虐待防止法において通報義務は、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられています。

②守秘義務との関係

養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません。（第21条第6項）

③公益通報者保護

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報は、通報をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています。（第21条第7項）

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対して保護が規定されています。

３　高齢者虐待の相談・通報窓口

◎平塚市福祉部高齢福祉課　　０４６３－２１－９６２１（直通）
◎神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課　０４５－２１０－１１１１

９ 運営状況点検書及び人員関係報告書について

１　運営状況点検書及び人員関係報告書について

（１）令和５年度運営状況点検書及び人員関係報告書の取り扱いについて

事業者自らが行う自己点検の一助となるよう「運営状況点検書」及び「人員関係報告書」を本市介護保険課ホームページへ１０月中に掲載いたします。

ダウンロード後、１０月１日現在（今年度の基準日とします）で自己点検を行い、点検結果を事業所（施設）に備えておいてください。「運営状況点検書」は、実地指導を行う際に事前提出資料として御提出いただきます。

また、「人員関係報告書」は１１月１０日までに本市介護保険課まで郵送で提出してください。

＊運営状況点検書は自己点検用のため、提出は不要です。ただし、実地指導を行う際は資料として提出していただきます。

（２）運営状況点検書の掲載場所について（予定）

＜平塚市ホームページの様式掲載場所＞

トップページ → 健康・福祉 → 国民年金・保険制度 → 介護保険 → 介護保険事業者向け情報 → 地域密着型事業者向け情報 → 令和４年度 事業者指導関係

（３）人員関係報告書の提出期限、提出先

【提出期限】　令和５年１１月１０日（金）

【提 出 先】　〒２５４－８６８６

平塚市浅間町９番１号

平塚市福祉部介護保険課介護給付担当

（運営状況点検を行うにあたっての留意事項）

〇運営状況点検書を作成することが目的ではありません。運営状況の点検を行うことにより、法令に沿った運営ができているか確認を行ってください。

〇もし、基準違反に該当するようであれば、速やかに是正を行い、減算が必要なケースについては、減算を行ってください。

１０ 介護職員処遇改善加算について

１　令和４年度の主な改正点

●介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

令和４年 10 月の介護報酬改定において、介護職員の収入を３％程度（月額 9,000 円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算を創設しました。

※ほか詳細については、令和５年３月１日老発 0301 第２号（介護保険最新情報 vol.1133）を参照ください。

≪サービス別加算率≫

サービス	介護職員処遇改善加算			特定処遇改善加算		ベースアップ等支援加算
	（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	（Ⅰ）	（Ⅱ）	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%
(介護予防)認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%
看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%

（注）介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

２　届出について

介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、他の加算と異なり、年度ごとに事前の届出が必要です。届出の提出時期等詳細につきましては、登録しているメールアドレスへ連絡致します。

３　実績報告について

当該加算を算定している地域密着型サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、市に加算の総額、賃金改善の実施期間、方法、総額等を記載した介護職員処遇改善実績報告書を提出する必要があります。報告書の提出時期等詳細につきましては、登録しているメールアドレスへ連絡致します。

≪提出先≫

サービス種別ごとに提出が必要です。

サービス種別	提出先
地域密着型サービス	平塚市介護保険課
総合事業	平塚市地域包括ケア推進課

※地域密着型サービスで平塚市以外の保険者の利用者を受け入れている場合は該当の保険者にも提出して下さい。

１１　本市のケアマネジメントの基本指針

●高齢者が介護を必要になっても、住み慣れた地域で自らの尊厳を維持し、心身の状況に応じて介護サービスを安心して利用できること。

●利用者の自立支援、重度化防止等に資する支援を効果的に行い、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用がされるようにすること。